

投資信託非課税口座のみなし廃止措置について

令和3年度税制改正により、投資信託における2017年分の非課税管理勘定（一般NISA）を設定しているお客さまのうち、2021年12月31日までに高知銀行にマイナンバー（個人番号）を届出いただけないお客さま（A）は、非課税口座廃止届出書を提出したものとみなし、2022年1月1日をもって非課税口座を廃止することとなりました（「みなし廃止」といいます）。

また、既にマイナンバー（個人番号）を高知銀行に提出いただいたお客さまであっても、2018年以降の非課税管理勘定（一般NISA）または累積投資勘定（つみたてNISA）が設定されていないお客さま（B）は同様の措置（みなし廃止）となります。

「みなし廃止」措置の対象となるお客さまが、引き続き高知銀行で非課税口座の利用をご希望される場合は、改めて非課税口座の開設が必要となりますので、ご案内いたします。

記

みなし廃止対象のお客さま		
	お客さま(A)	お客さま(B)
マイナンバー(個人番号)の届出	未届出	届出済
2018年以降の一般NISAとつみたてNISAの設定	設定なし	設定なし

以上

【本件に関するお問い合わせ】
高知銀行 事務システム部
担当：荒地 TEL 088-871-1231